

納所と国分切手

—南河内石川流域に於ける—

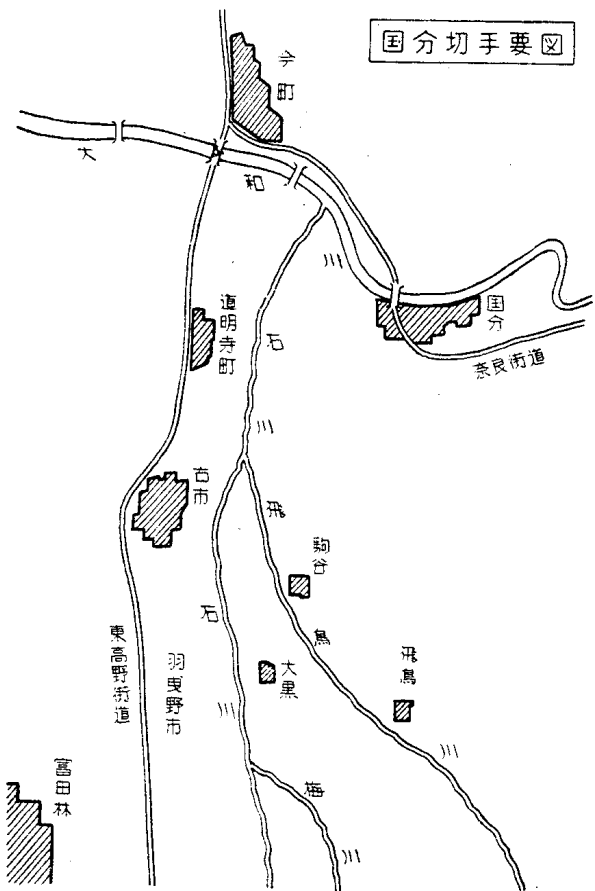
中 川 孝 史

I 序

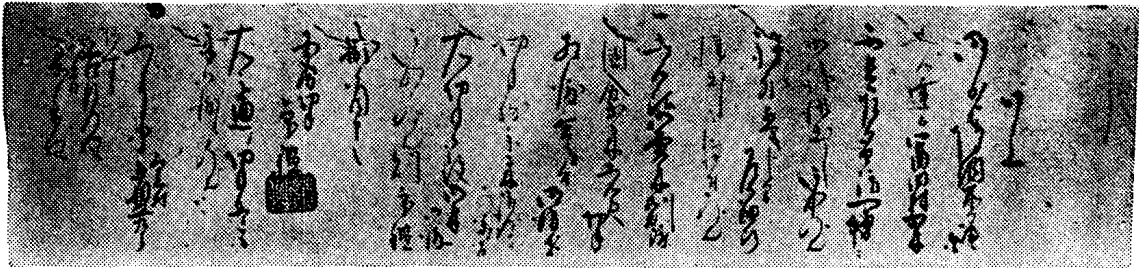
大阪女子学園短期大学紀要第4号に真銅甚兵衛家の膨大な古記録から江戸時代の家計簿を選びそれを通じて当時の庶民の生活の一端を述べたのであるが、たまたまそれらの古記録の中から、ここに掲げた古記録を発見した。この古記録には年号が記されていないが他の古記録との関連から明和安永(1764—1780)年間のものであることに間違いない。

この古記録中に国分切手なる文言が見えるが国分切手そのものを発見することは出来なかった。然しこの書状の文言によって、当時一般に用いられた米切手とは異なる特別な用途のための特別な方式が用いられたことが分る。即ち江戸時代安宿部地方でこのような米切手が個人から個人に宛てて発行され貢租米に充当するところに特徴があり、この記録には貢租についての二つの事項が記述されているので、その内容を考究することにした。

II 内容のその一



国分は現在の大阪府南河内の国分で地理的（要図参照）には交通機関の不便な江戸時代にあっては自然に恵まれた奈良街道に面し、大和川から派生する石川、飛鳥川、梅川、東条川等は当時相当な水量にめぐまれ、安宿部の丘陵地帯を東西にひかえ羽曳野平野はこの地方唯一の米産地で、これ等の河川を利用して村落から村落へ更に当時米の大市場である大阪へ運輸された。以上のように地理的好条件のもとにあるこの地方にとって、重要な位置を占めていた真銅家の文書のうちから発見した古記録（写真1）は次のように述べている。即ち



口 上

明日 〆 納所御座候処先達而富田林分米不足乍御世話一両日中に不残御出し被成もの也殊外急き申候間無御油断津出し被仰付もの也

一、先此御売米割附国分出来先方へ切手相渡置候に付明後日 〆 切手持参米請取に可参候間右切手御改御米御渡被成もの也則印鑑掛御目申候

国分切手

印鑑

印

右之通り切手参上候米渡候もの也

十一月四日

大黒村

多 田 平 九 郎

あすか 吉左衛門様

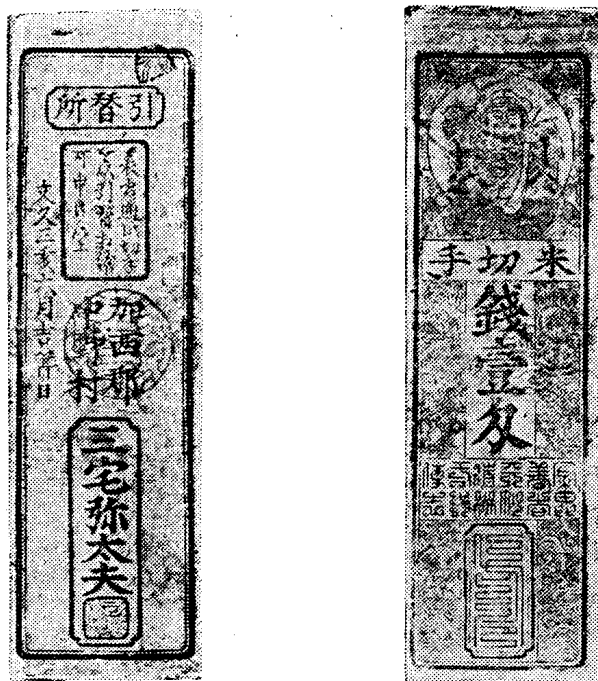
駒谷 甚兵衛様

以上の口上によって、この古記録は前段と後段とからなっていて米の収納に関する二つの急を要する事項を述べている。即ちその一つは「明日は納所御座候処」と云っている。その納所は中世の荘園にもこれをおいたし、高野山領備後国太田荘では建久九年（1198）の文書に既に納所が存在したことが見えている。又乾元元年（1302）の文書によると納所の仕事は年貢の収納と共に米穀の運送をも担当していたことが記されている。更に年貢米等の収納の仕事を扱っている人を納所とも云っている。寺領の年貢米を取扱う僧侶のことを納所坊主と称えたことは米に関する文献にしばしば散見するところである。然し、ここで納所は「庭訓往来」にいう年貢を納入するところと解すべきで、発信人は大黒村（オオグロ村）多田平九郎とあるから江戸中期以後特に村方において姓名を名のるものは庄屋であり宛人の「あすか」は飛鳥村吉左衛門で姓は不明であるが駒谷甚兵衛は他の古記録から真銅甚兵衛であり、此等三者とも庄屋であることは明らかである。従って庄屋は江戸時代幕府直轄領・大名領をとわず村が支配単位の基礎となって地方行政官の性質をもち、村役人といわれたのであるから法令を村民に伝達し、賦課される貢租を村民に割り当てその納入を完遂させる責任者であった。この古記録の第一段に記載されている貢租の督促は庄屋から庄屋へ伝達するのは当然である。ここにいう大黒村は、石川の水利を眼前に控え東高野街道と竹内街道に通ずるこの附近唯一の便利な位置にあるから大黒村に納所が設けられたものである。文言によれば過日貢納された富田林からの貢納米が不足しているから一両日中に駒谷と飛鳥の負担分を残らず大至急で差し出してほしいと云っている。特に津出しと断っているのは、この附近は貢米の運搬に恵まれた水利を利用して舟によって輸送したものである。

現在の大黒の位置を考えると一寒村にすぎないが、その大黒の周囲に古市・駒谷・飛鳥・大深・桜井・富田林・西浦と大小の村落があったにかかわらず大黒に納所が置かれていたことは当時として全く地理的に便利な位置にあったからであろう。即ち大黒は石川の本流をひかえその支流を利して東高野街道・竹内街道の幹線道路に通ずる等最も交通便利な位置にあったからである。

Ⅲ 内容のその二、国分切手

この古記録中に記されている今一つの文言が特に当時行われた米切手の形式と異った点である。江戸時代米穀集散の大市場であったのは江戸及大阪で特に後者はその自然の位置と歴史上の関係と富豪の淵藪であることによって西国・中国・北国の諸藩を始め、関東・東北の諸侯及び寺社武士等も、この地に蔵屋敷を設けて商人に売却するようになった。米切手の形式は蔵米を入札する米仲買は各藩で一定していて落札人は代価を記入した判取帳に捺印して落札の証とし、更に代金請取証を受取り之を蔵屋敷に提出して始めて米切手を受けるという相当複雑な仕組であった。然るにこの古記録の後段の文言によると国分切手と云っているから勿論米と引換える切手であるが、所謂蔵米米切手とその性格が大分違うのである。大体米切手そのものにはほとんど年月の書き入れがなく文化文政（1804—1829）以降のものが多い、ここに参考にかかげた米切手（写真2）は徳川末期の文久三年（1863）と年号が入っている。これは全く簡単に



各村で米との引換券（現在の兵庫県加西郡加西町中野）の形式をとりその印刷も相当精巧をきわめている。然し文化文政時代の米切手は年号の記載なく各蔵の名称を切手という文字の上に冠して例えば肥前切手・備前切手・津軽切手・

小田原切手等のように呼称しているのが蔵米切手の通則である。ここに云う国分切手は一村の庄屋から庄屋に宛ててかねて領主が売米として割附けられた国分の負担米についてはそれぞれ先方へ切手を渡しておいたから明後日から切手を持参したものに米を渡してくれと云っている。然もその切手にはここに捺印した印鑑が捺してあるから、よく改めて渡してくれとあらかじめ文書を以て申入れている。これは現在の小切手と手形の性格を取り入れた様式をとったもので、江戸時代地方行政官の性質を持ち行政のうちでも最も主要な仕事である賦課された貢租の納入を完遂させる責任者である庄屋が米切手の発行に手形の形式を取ったことを知ることが出来る。そして国分切手と呼称しているからには安宿部平野の産米を收蓄する米蔵が国分にあつて、これによってこの地方の貢租の買却取引に際して米の現物受渡しに便したのであるが、江戸時代に大阪近郊の他の村落でも貢租の売買受渡しにこのような方法がとられ、且つ米切手の頭文字に微々たる一村の名称が冠せられこの国分切手のように呼称されたものが他にもあるかどうか今後調査研究を続けたいと思っている。